

事例 27 相続土地国庫帰属制度の審査への協力

(北海道森林管理局 胆振東部森林管理署)



- ・北海道とまこまい苫小牧市 国庫帰属森林
- ・(左)実地調査の様子(令和6(2024)年4月)
- ・(右)国庫に帰属した森林(令和6(2024)年10月)

所有者不明土地は、管理不全による周辺住民への影響のおそれがあるため、相続登記申請の義務化等と併せ、所有者不明土地の発生の抑制に向け相続土地国庫帰属制度が創設されました。

各森林管理局では、相続土地国庫帰属制度により申請があった土地のうち、森林について、法務局による審査に協力するとともに、国庫に帰属された土地の管理を行っています。

胆振東部森林管理署では、令和6(2024)年4月に札幌法務局の審査に協力し、北海道苫小牧市に所在する0.2haの広葉樹林の実地調査を行いました。調査を踏まえた法務局による審査の結果、同森林は国庫に帰属し、同署が定期的な巡視や境界表示等を通じた管理をしていくこととなりました。

今後も同制度により申請された森林について、法務局の審査に協力し、所有者不明土地の発生抑制に寄与するとともに、国庫に帰属された森林を適切に管理していきます。